

【 日本国籍を有しない人の受験について 】

日本国籍を有しない人が受験を希望される場合は、次の事項を考慮の上、受験してください。

1 受験できる人

- (1) 出入国管理及び難民認定法の規定による永住者
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の規定による特別永住者

2 受験できる試験区分等

平成29年度職員採用試験（前期）のすべての試験区分について受験できます。なお、試験問題及び試験方法は、日本国籍を有する人と同一です。

※ 筆記試験の試験問題は、日本語による出題について、日本語で解答していただきます。

※ 口述（面接）試験についても、すべて日本語による質問・応答になります。

3 採用後の任用について

「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする。」という公務員の基本原則に基づき、日本国籍を有しない職員は、採用後任用される職務には一部制限があり、次のような公権力の行使及び公の意思の形成に参画する業務や職には就くことができません。

- (1) 市民の権利又は自由を一方的に制限する業務
- (2) 市民に義務又は負担を一方的に課する業務
- (3) 市民に対して強制力をもって執行する業務
- (4) 本市の行政に関する企画、立案、決定等に関与する職

また、昇任については、上記の業務等に携わらないポストであれば、能力に応じて昇任することができます。